

人口動態調査における新型コロナウィルス感染症に係る疑義照会について（協力依頼）

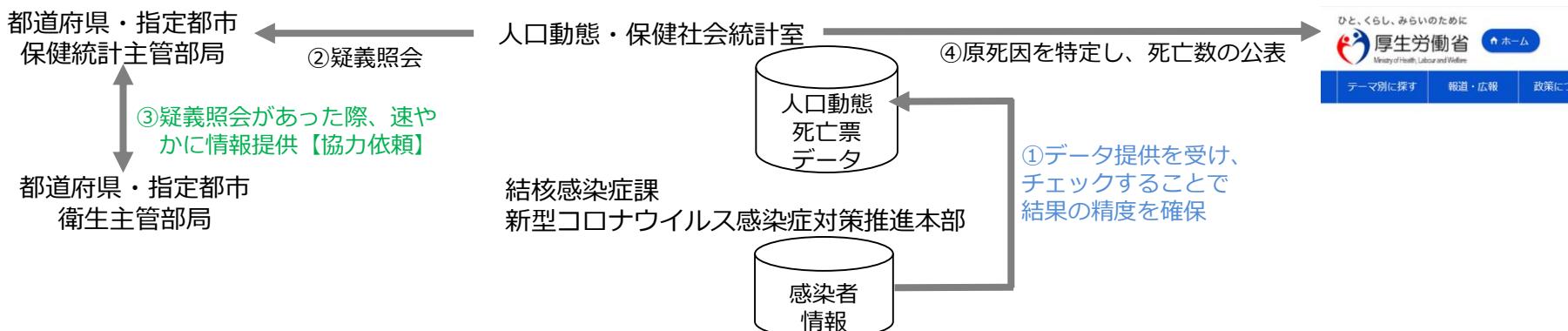
背景

- 人口動態調査（以下「本調査」という。）においては、**新型コロナウィルス感染症を原死因とした死亡数について全国及び都道府県・指定都市単位で公表**しており、**新型コロナウィルス感染症対策における重要な基礎資料**になるもの。
- 厚生労働省（以下「当省」という。）においては、**結果精度を確保する観点から、本調査を実施する政策統括官付人口動態・保健社会統計室（以下「統計部局」という。）が、健康局結核感染症課（以下「政策部局」という。）から死者に関する情報の提供を受け、本調査（死亡票）の審査に活用**している。この際、疑義等があった場合には、統計部局は、都道府県及び指定都市保健統計主管部局（以下「保健統計主管部局」という。）に照会しているところ。
- 照会内容の中には、死亡票に記載されている死因を確認するものがある。このため、保健統計主管部局は、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）が有する新型コロナウィルス感染者に関する情報が必要となる場合があり、作業を進めていただく中で、今般、**保健統計主管部局と衛生主管部局との間でのこうした情報のやり取りに係る個人情報の取扱い等に関する疑義**があった。
- 当省においては、**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項において、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合**であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができることとされており、当該規定を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ統計部局と政策部局の間で必要な情報共有を行っているところ。

- ・本調査の結果は、**新型コロナウィルス感染症対策における重要な基礎資料**
- ・調査結果の精度を確保することが**対策の推進に資する**

依頼内容

地方公共団体においても当省における取扱いを踏まえ、**保健統計主管部局と衛生主管部局との間で照会があった場合には、情報共有に努めていただきたい。**



人口動態調査「死亡票」

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医師・歯科医師

死亡
診断書

交付の求めに応じて死亡診断書又は死体検案書を発行

市区町村の
戸籍窓口

死亡届



届出義務者が死亡届を記入し、市区町村の戸籍窓口に提出

誤記訂正

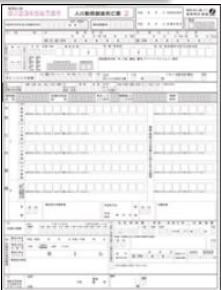
死亡診断書又は死体検案書の記載誤りがあった場合に届け出る

死因等確定・変更報告

死亡後に解剖、病理組織学的検査等により死因が確定した場合、速やかに厚生労働省に提出

市区町村で死亡票を作成
(保健所・都道府県を経由)

●市区町村で死亡票作成
受理



●保健所
(事件発生月の翌月25日までに都道府県に提出)

●都道府県
(事件発生月の翌々月5日までに厚生労働省に提出)

訂正報告

疑義照会
厚生労働省
(人口動態・保健社会統計室)

受付・審査

原死因選択

修正

集計

公表

疑義照会、訂正報告、死因等確定・変更報告等からデータ修正し、月報概数を公表、1年分を月報年計概数、確定数として公表

人口動態
確定
データ

発生届情報との
合で、新型コロナ
感染の疑いのある
死亡票を照会

人口動態
月報概数
データ

人口動態
確定
データ

本協力依頼

チェック

厚生労働省から
の疑義照会を受け
情報提供

医師

発生届

保健所・
都道府県を経由

●保健所
(直ち)

●都道府県
(直ち)

厚生労働省
(結核感染症課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

チェック

データ提供を受け、
死亡票データと照
らし合わせたデータ
チェック

新型コロ
ナ感染者
情報

新型コロナウイルス
感染した患者、無症
状病原保有者、疑似
症患者と診断、感染
症による死亡と判断
した場合に届ける